

令和 7 年 6 月 2 4 日（火）総務常任委員会資料

議案第 9 9 号

大津市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

総務部財政課

大津市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県が市町と連携して実施する産業用地開発事業の候補地として、本市の「湖西台地区」が選定されたことから、開発事業に関する経理を行うための特別会計を新設することとして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、「大津市特別会計条例の一部を改正する条例」を制定する。

なお、当該事業は地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業（宅地造成事業）にあたることされており、特別会計を設けて経理するとされている。

1 改正内容

新たに設置する産業用地開発事業特別会計を追加する改正

（改正部分の抜粋）

現 行	改 正 案
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業に関する経理を適正に行うため設置する。 (1)～(8)（略） <u>（新設）</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業に関する経理を適正に行うため設置する。 (1)～(8)（略） <u>(9) 産業用地開発事業特別会計 産業用地開発事業</u>

2 施行日（予定）

公布日

地方自治法

(会計の区分)

第209条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

地方財政法

(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

地方財政法施行令

(公営企業)

第46条 法第6条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

一～十一 (略)

十二 宅地造成事業

主な予算科目（予定）

令和7年度

〔公営企業債を財源として、県の実施する地形測量調査（R8以降は設計、用地買収等）の事業費の1/3を負担〕

歳入	歳出
市債	事業費 県への負担金 (県2/3・市1/3)

令和8年度～造成完了

〔公営企業債の償還費用と用地交渉等の事務費を、一般会計からの繰入金で補填〕

歳入	歳出
市債	事業費 県への負担金
一般会計 繰入金	事務費
	公債費 元利償還金

販売開始

〔販売収入を公債費に充当するとともに、造成完了までの一般会計負担分を償還するため繰出金を計上〕

歳入	歳出
雑入 販売収入	公債費 元利償還金
	一般会計 繰出金